**参考資料３　手数料・使用料等一覧表**

**（１）一般廃棄物処理手数料**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　  **（平成24年4月1日施行）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　別 | 取　　扱　　区　　分 | 単　　　　位 | 手数料 |
| 一般廃棄物(し尿、家庭から排出される粗大ごみ(一時的に多量に排出されるごみを含む。以下同じ。)で本市が収集するもの、犬、猫等の死体及び特定家庭用機器廃棄物を除く。） | １月以上継続するもの | 毎日(収集を行う日に限る。)収集するものの処理及び廃棄物空気輸送施設により毎日(当該施設を供用する日に限る。)輸送するもので1日平均の排出量が10キログラム以上のものの処理 | 10キログラムまでごとに | 270円 |
| 1日平均の排出量が10キログラム以上のものの処理で上記以外のもの | 10キログラムまでごとに | 210円 |
| 臨時の処理 | 50キログラムまでごとに | 1,350円 |
| 市長が指定する処理施設へ搬入されたものの処分 | 10キログラムまでごとに | 90円 |
| 家庭から排出される粗大ごみで本市が収集するもの |  | 1個につき | 1,000円以内で市規則で定める額 |
| 犬、猫等の死体 |  | 5キログラム未満のもの1個につき | 1,700円 |
| 5キログラム以上10キログラム未満のもの1個につき | 2,100円 |
| 10キログラム以上のもの1個につき | 2,800円 |
| 特定家庭用機器廃棄物 | ウィンド形エアコンディショナー |  | 1個につき | 1,200円 |
| 室内ユニットが壁掛け形又は床置き形であるセパレート形エアコンディショナー | 1個のセパレート形エアコンディショナーを構成する室内ユニット又は室外ユニットのうち1個が単独で排出される場合 | 室内ユニット又は室外ユニット1個につき | 1,200円 |
| その他の場合 | セパレート形エアコンディショナー1個につき | 2,400円 |
| テレビジョン受信機 | ブラウン管式のもの | 25 型未満の大きさのもの1個につき | 1,200円 |
| 25 型以上の大きさのもの1個につき | 2,400円 |
| 液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）及びプラズマ式のもの | 55 型未満の大きさのもの1個につき | 1,200円 |
| 55 型以上の大きさのもの1個につき | 2,400円 |
| 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 |  | 内容積が 250 リットル未満のもの1個につき | 1,200円 |
| 内容積が 250 リットル以上のもの１個につき | 2,400円 |
| 電気洗濯機及び衣類乾燥機 |  | 1個につき | 1,200円 |

（参照：大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第30条）

**（２）一般廃棄物処理業許可申請手数料**

 **（平成5年4月1日施行）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申　請　時 | 1件につき | 10,000円 |

（参照：大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第32条）

**（３）一般廃棄物収集運搬業に係る試験手数料**

　　　　　　　　　　　　　 **（平成25年4月1日施行）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申　込　時 | 1回につき | 25,000円 |

（参照：大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第32条の２）

**（４）産業廃棄物処理業許可申請手数料**

　 **（平成23年6月1日施行）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 産業廃棄物処理業等 | 新規許可等申請手数料 | 変更許可申請手数料 | 許可更新申請手数料 |
| 産業廃棄物収集運搬業 | 81,000 | 71,000 | 73,000 |
| 産業廃棄物処分業 | 100,000 | 92,000 | 94,000 |
| 特別管理産業廃棄物収集運搬業 | 81,000 | 72,000 | 74,000 |
| 特別管理産業廃棄物処分業 | 100,000 | 95,000 | 95,000 |
| 産業廃棄物処理施設設置 |  |
|  | ｱ）廃棄物処理法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係わるもの | 140,000 | 130,000 | － |
| ｲ）その他の産業廃棄物処理施設に係わるもの | 120,000 | 110,000 | － |
| 産業廃棄物処理施設定期検査 | 33,000 | － | － |
| 熱回収機能を有する産業廃棄物処理施設認定 | 33,000 | － | 20,000 |
| 産業廃棄物処理施設譲受け等許可 | 94,000 | － | － |
| 産業廃棄物処理施設合併又は分割認可 | 94,000 | － | － |
| 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定 | 147,000 | 134,000 |  |

（参照：大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第32条）

**（５）土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業の許可に係る手数料**

**（平成22年4月1日施行、平成30年4月1日改正施行）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　　　別 | 新規許可申請手数料 | 変更許可申請手数料 | 許可更新申請手数料 |
| 汚染土壌処理業 | 239,500 | 119,900 | 187,300 |
| 譲渡・譲受承認申請手数料 | 合併・分割承認申請手数料 | 相続承認申請手数料 |
| 93,200 | 93,200 | 93,200 |

（参照：大阪市手数料条例第7条の２）

**（６）自動車リサイクル法の施行に伴う許可申請手数料**

**（平成22年4月1日施行、平成30年4月1日改正施行）**

（参照：大阪市手数料条例第７条の３）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　　　別 | 新規許可申請手数料 | 変更許可申請手数料 | 許可更新申請手数料 |
| 解体業 | 78,000 | － | 70,000 |
| 破砕業 | 84,000 | 67,000 | 77,000 |

**（７）自動車リサイクル法の施行に伴う登録申請手数料**

**（平成16年7月1日施行）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　 別 | 新規登録申請手数料 | 変更登録申請手数料 | 登録更新申請手数料 |
| 引取業 | 5,600 | － | 3,600 |
|  フロン類回収業 | 6,000 | － | 4,000 |

（参照：大阪市手数料条例第７条の３）

**（８）屋内プール利用料金**

**（平成15年4月1日施行）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　別 | 対　象 | 1回券(当日券) | 回数券(11回券) | 定期券(1ヵ月) |
| プール | 16歳以上65歳未満 | 700 | 7,000 | 4,900 |
| 65歳以上 | 350 | 3,500 | 2,450 |
| 16歳未満 | 350 | 3,500 | 2,450 |
| トレーニング場 | 18歳以上65歳未満 | 600 | 6,000 | 6,000 |
| 65歳以上 | 300 | 3,000 | 3,000 |
| 高校生又は18歳未満 | 400 | 4,000 | 4,000 |
| セット利用 | 18歳以上65歳未満 | 1,000 | 10,000 | 8,500 |
| 65歳以上 | 500 | 5,000 | 4,250 |
| 高校生又は18歳未満 | 850 | 8,500 | 7,000 |

 （参照：大阪市立プール条例第８条）

**（９）斎場・葬祭場使用料**

**■市立斎場使用料**

**（平成18年4月1日施行）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　　　　別 | 単　　位 | 使　　用　　料 |
| 火葬料 | 10歳以上の者 | 1体 | 10,000円（使用者が本市住民でない場合で死亡の際本市住民でなかった者を火葬するときにあっては、60,000円） |
| 10歳未満の者 | 1体 | 6,000円（使用者が本市住民でない場合で死亡の際本市住民でなかった者を火葬するときにあっては、36,000円） |
| 死産児 | 1体 | 3,000円（使用者が本市住民でない場合で死産の際父及び母が本市住民でなかった死産児を火葬するときにあっては、18,000円） |
| 遺体預り料 | 1体1夜 | 800円 |
| 式場使用料 | 瓜破斎場 | 昼間 1回 | 12,000円 |
| 夜間 1回 | 24,000円 |
| 北斎場 | 大式場 | 昼間 1回 | 40,000円 |
| 夜間 1回 | 80,000円 |
| 中式場 | 昼間 1回 | 20,000円 |
| 夜間 1回 | 40,000円 |
| 小式場 | 昼間 1回 | 6,000円 |
| 夜間 1回 | 12,000円 |
| 会葬者控室 | 昼間 1回 | 1,500円 |
| 夜間 1回 | 3,000円 |
| 小林斎場 | 大式場 | 昼間 1回 | 9,000円 |
| 夜間 1回 | 18,000円 |
| 小式場 | 昼間 1回 | 3,000円 |
| 夜間 1回 | 6,000円 |
| 鶴見斎場 | 大式場 | 昼間 1回 | 23,000円 |
| 夜間 1回 | 46,000円 |
| 小式場（会葬者控室） | 昼間 1回 | 6,000円 |
| 夜間 1回 | 12,000円 |
| 佃斎場 | 昼間 1回 | 　　　6,000円 |
| 夜間 1回 | 　　12,000円 |

（注） この表において、「昼間」とは午前９時から午後５時までをいい、「夜間」とは午後５時から翌日の午前９時までをいう。（参照：大阪市立斎場条例第10条）

**■市立葬祭場（やすらぎ天空館）利用料金**

 **（令和４年５月27日施行）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　　別 | 単　　位 | 使　　用　　料 |
| 式場 | 大式場 | 半日 1回 | 187,000円 |
| 終日 1回 | 361,000円 |
| 中式場 | 半日 1回 | 93,500円 |
| 終日 1回 | 187,000円 |
| 多目的室 | 半日 1回 | 3,000円 |
| 終日 1回 | 6,000円 |
| 駐車場 | 1台 1時間までごとに | 400円 |

（注） この表において、「半日」とは午前０時から正午まで又は正午から午後12時まで、「終日」とは午前０時から午後12時までをいう。ただし、葬祭場における葬祭参列者は、駐車場使用料は無料とする。（参照：大阪市立斎場条例第９条、平成28年３月31日付　大阪市告示第432号の７）

**（10）泉南メモリアルパーク使用料及び管理料**

**（平成22年4月1日施行）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 使用料 | 新規霊地 | 一般区（1区、3区～5区、6区3番～6番、8区～9区） | 688,000円 |
| 割増区（2区、6区1・2番、7区） | 791,200円 |
| 再募集霊地 | 一般区（1区、3区～5区、6区3番～6番、8区～9区） | 550,000円 |
| 割増区（2区、6区1・2番、7区） | 632,500円 |
| 管理料 | （20年分） | 270,000円 |

（注） 本市外に住所を有する者の使用料の額は５割増とする。（参照：大阪市設霊園条例第９条、

第12条）

**（11）納骨堂使用料**

**（平成23年4月1日施行）**

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　 別 | 使　　　　用　　　　料 |
| 個　　人　　壇 | 1年につき | 5,000円 |
| 家　　族　　壇 | 1年につき | 25,000円 |
| 式　　　　　場 | 1回 1時間につき | 800円 |

（注） 本市外に住所を有する者の使用料の額は５割増とする。（参照：大阪市立納骨堂条例第３条）

**（12）合葬式墓地使用料**

**（平成21年4月1日施行）**

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　 別 | 使　　　　用　　　　料 |
| 直接合葬型 | 1体につき | 50,000円 |
| 10年間保管後合葬型 | 1体につき | 100,000円 |
| 20年間保管後合葬型 | 1体につき | 150,000円 |
| 記名板記名料 | 1体につき | 50,000円 |
| 個別参拝室使用料 | 1箇所 2時間までごとに | 1,000円 |

（注） 本市外に住所を有する者の、直接合葬型、10年間保管後合葬型、20年間保管後合葬型に係

る使用料の額は５割増とする。（参照：大阪市設霊園条例20条の９、20条の10）